

COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン 利用規約 【新旧表】

2024年9月6日時点

～2024年9月5日

2024年9月6日～

第1章 総 則

(許諾の範囲)

第1条 当社は、音声通話をテキスト化することにより業務を効率化するクラウドサービスである、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン及びビジネス通話プラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めま

す。

2 本サービスのうちVPNコースの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス及び Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービスの契約が必要です。インターネットコースの利用には別途、契約者にてインターネット接続環境の用意が必要です。ビジネス通話プランの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス、Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービス、株式会社 NTT ドコモの FOMA、Xi、5G いずれかの音声回線及び通話録音サービス（音声回線のオプションサービス）の契約が必要です。この場合において、VPN コースの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービスの提供が開始されていない場合、インターネットコースの場合、インターネット接続環境が開通されていない場合、ビジネ

第1章 総 則

(許諾の範囲)

第1条 当社は、音声通話をテキスト化することにより業務を効率化するクラウドサービスである、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン及びビジネス通話プラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めま

す。

2 本サービスのうちVPNコースの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス及び Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービスの契約が必要です。インターネットコースの利用には別途、契約者にてインターネット接続環境の用意が必要です。ビジネス通話プランの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス、Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービス、株式会社 NTT ドコモの FOMA、Xi、5G いずれかの音声回線及び通話録音サービス（音声回線のオプションサービス）の契約が必要です。この場合において、VPN コースの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービスの提供が開始されていない場合、インターネットコースの場合、インターネット接続環境が開通されていない場合、

ス通話プランの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービス及び株式会社 NTT ドコモの FOMA、Xi、5G の音声回線による通話録音サービスの提供が開始されていない場合においても、本サービスの提供を開始するものとします。

3 本サービスの利用（ビジネス通話プランを除く）には別途、当社が指定する業者（以下、「指定業者」といいます。）が提供する通話音声取得装置（以下、「本装置」といいます。）の購入及び保守サービスまたはレンタルサービスの申込みが必要です。また、保守サービスの提供範囲は指定業者の提供する契約書によるものとし、契約者は本サービスの申込みと同時に保守サービスに契約するものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）なお、契約者がレンタルサービスを選択する場合は、契約者と指定業者との間で別途契約（以下「レンタルサービス契約」といいます。）を締結するものとします。

4 当社は本規約に定める条件に従い、契約者に本サービスを自己の業務の範囲内において利用する目的で利用権を許諾するものとします。

第2条～第3条（略）

第2章 第4条（略）

（最低利用期間）

第5条 本サービスには最低利用期間があります。

ビジネス通話プランの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービス及び株式会社 NTT ドコモの FOMA、Xi、5G の音声回線による通話録音サービスの提供が開始されていない場合においても、本サービスの提供を開始するものとします。

[ビジネス通話プランのうち通話録音バックアップオプションの利用には、別途、Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービス（ビジネス通話プランの利用に伴い契約するものとは別になります。）及び wasabi オブジェクトストレージサービスの契約が必要です。](#)

3 本サービスの利用（ビジネス通話プランを除く）には別途、当社が指定する業者（以下、「指定業者」といいます。）が提供する通話音声取得装置（以下、「本装置」といいます。）の購入及び保守サービスまたはレンタルサービスの申込みが必要です。また、保守サービスの提供範囲は指定業者の提供する契約書によるものとし、契約者は本サービスの申込みと同時に保守サービスに契約するものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）なお、契約者がレンタルサービスを選択する場合は、契約者と指定業者との間で別途契約（以下「レンタルサービス契約」といいます。）を締結するものとします。

4 当社は本規約に定める条件に従い、契約者に本サービスを自己の業務の範囲内において利用する目的で利用権を許諾するものとします。

第2条～第3条（略）

第2章 第4条（略）

（最低利用期間）

第5条 本サービスには最低利用期間があります。

<p>2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日（以下、「提供開始日」といいます。）から起算して1か月とします。但し、提供開始日までに本装置の納品もしくは設置導入作業が完了しなかった場合、当該工事が完了した日を提供開始日とし、これにより契約者に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）</p> <p>3 契約者は、前項に定める最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日（以下、「解約日」といいます。）から最低利用期間末日までの期間に相当する料金（音声認識利用料(Google)（利用料に限ります。）並びにビジネス通話プランの音声認識利用料及び<a href="#">オプション</a>利用料を除きます。）を日割り計算したものを一括して支払うものとします。その際の料金は、解約日に契約中のコースに基づき計算されます。</p> <p>第2章 第6条～第10条（略）</p>	<p>2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日（以下、「提供開始日」といいます。）から起算して1か月とします。但し、提供開始日までに本装置の納品もしくは設置導入作業が完了しなかった場合、当該工事が完了した日を提供開始日とし、これにより契約者に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）</p> <p>3 契約者は、前項に定める最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日（以下、「解約日」といいます。）から最低利用期間末日までの期間に相当する料金（音声認識利用料(Google)（利用料に限ります。）並びにビジネス通話プランの音声認識利用料及び<a href="#">会話分析レポートオプション</a>利用料を除きます。）を日割り計算したものを一括して支払うものとします。その際の料金は、解約日に契約中のコースに基づき計算されます。</p> <p>第2章 第6条～第10条（略）</p>
<p>第3章 第11条～第13条（略）</p>	<p>第3章 第11条～第13条（略）</p>
<p>第4章 第14条～第18条（略）</p>	<p>第4章 第14条～第18条（略）</p>
<p>第5章 第19条（略）</p> <p>（データの確認・複製）</p> <p>第20条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。</p> <p>2 当社は、前項の用途以外で保存データ及び生成等データにアクセス又は利用しないものとします。</p>	<p>第5章 第19条（略）</p> <p>（データの確認・複製）</p> <p>第20条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。</p> <p>2 当社は、前項の用途以外で保存データ及び生成等データにアクセス又は利用しないものとします。</p>

3 当社は前項に加え、保存データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ (以下「統計データ」という)に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、本サービスの提供に必要な技術の一部を提供するコグニティ株式会社に提供することができます。

(1) 利用する情報：契約者が入力したテキスト、用語等の文字データ・音声データ、本サービスの利用により生成した文字データ・音声データ及びそれらを再生成した文字データ・音声データ（以下これらを総称して「サービスログ」といいます。）

(2) 利用する目的：当社及びコグニティ株式会社の提供するサービスの向上のため

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

5 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者の明示的な同意なくサービスログを音声認識への学習には利用しません。

第5章 第21条（略）

（データのバックアップ）

第 22 条 契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 当社は前項に加え、保存データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ (以下「統計データ」といいます)に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、本サービスの提供に必要な技術の一部を提供するコグニティ株式会社に提供することができます。

(1) 利用する情報：契約者が入力したテキスト、用語等の文字データ・音声データ、本サービスの利用により生成した文字データ・音声データ及びそれらを再生成した文字データ・音声データ（以下これらを総称して「サービスログ」といいます。）

(2) 利用する目的：当社及びコグニティ株式会社の提供するサービスの向上のため

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

5 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者の明示的な同意なくサービスログを音声認識への学習には利用しません。

第5章 第21条（略）

（データのバックアップ）

第 22 条 契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

<p>3 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。</p> <p>4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。</p>	<p>3 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。</p> <p>4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。</p> <p>5 <u>通話録音バックアップオプション</u>を利用する場合において、提供開始日から起算して10日前（当社が指定した場合を除きます。また、提供開始日から起算して10日前の本サービスの利用により生成した文字データ・音声データ及びそれらを再生成した文字データ・音声データ（以下「対象データ」といいます）がある場合に限り。）から、解約日の10日前までの対象データを自動でバックアップします（解約日の10日前より後に発生した対象データはバックアップしません。解約日の10日前までの対象データの保存が必要な場合は契約者ご自身でCOTOHA Voice Insight ビジネス通話プランのweb画面にてダウンロードする必要があります）。</p> <p>6 <u>通話録音バックアップオプション</u>を利用する場合において、バックアップが成功しなかった際は、最大7回同じ処理を実施します（解約日時時点で当該処理が7回実施されていない場合でも、解約日以降の当該処理は実施されません）。上記を除くバックアップの保証はしないものとします。</p>
<p>第6章 第23条～第24条（略）</p>	<p>第6章 第23条～第24条（略）</p>
<p>第7章 第25条（略）</p>	<p>第7章 第25条（略）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第8章 雑則</b></p> <p>（免責）</p> <p>第26条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 雑則</b></p> <p>（免責）</p> <p>第26条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契</p>

約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決するものとし、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本装置に関する製造物責任を負わないものとし（ビジネス通話プランを除く）、また、契約者による本サービス以外での本装置の利用について責任を負わないものとします。また、本装置を契約者自ら利用している機器等へ接続した結果、契約者が既に利用している各種設備等へ及ぼす影響について、当社は責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、この責任を負わないものとします。

4 当社は、本規約の変更等により、契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

5 本規約に明示的に規定されている場合を除き、当社は、商品性、正確性、特定目的への適合性、非侵害性又は中断のない使用に関する黙示の保証を含む全ての保証を否認します。当社は、本装置の故障、不具合等により本サービスが利用できなかった場合および音声認識結果による料金の減額又は返金は実施しません。

6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決するものとし、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本装置に関する製造物責任を負わないものとし（ビジネス通話プランを除く）、また、契約者による本サービス以外での本装置の利用について責任を負わないものとします。また、本装置を契約者自ら利用している機器等へ接続した結果、契約者が既に利用している各種設備等へ及ぼす影響について、当社は責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、この責任を負わないものとします。

4 当社は、本規約の変更等により、契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

5 本規約に明示的に規定されている場合を除き、当社は、商品性、正確性、特定目的への適合性、非侵害性又は中断のない使用に関する黙示の保証を含む全ての保証を否認します。当社は、本装置の故障、不具合等により本サービスが利用できなかった場合および音声認識結果による料金の減額又は返金は実施しません。

6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

7 ビジネス通話プランにおいて、株式会社 NTT ドコモが提供する「通話録音サービス」からの音声ファイルを受信できない場合、本サービスの機能を正常に提供できないことがあります。

8 当社が運用上必要と判断した場合に生じる通話試験の音声認識利用料は、お客様負担とします。

第27条～第36条（略）

別紙 料金一覧 1.料金に関する通則～2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費（リアルタイムプラン）（略）

2-3-1 サービス料金（ビジネス通話プラン月額利用料）

ビジネス通話プラン利用時に発生する月額の利用料は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

(1) ビジネス通話プラン

① システム利用料

料金項目	コース	単位
システム利用料	ビジネス通話プラン基本利用料（1～50ID）	契約毎
	ビジネス通話プラン基本利用料（51～100ID）	

7 ビジネス通話プランにおいて、株式会社 NTT ドコモが提供する「通話録音サービス」からの音声ファイルを受信できない場合、本サービスの機能を正常に提供できないことがあります。

8 当社が運用上必要と判断した場合に生じる通話試験の音声認識利用料は、お客様負担とします。

9 通話録音バックアップオプションにおいて、当社が提供する設備以外の設備等の不具合に起因して対象データのバックアップが行われなかった場合、当社はその損害に対する責任を負わないものとします。ただし、本サービス以外のサービスにおいて当社が提供する設備等を起因とする場合は、当該サービスの利用規約等に従うものとします。

第27条～第36条（略）

別紙 料金一覧 1.料金に関する通則～2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費（リアルタイムプラン）（略）

2-3-1 サービス料金（ビジネス通話プラン月額利用料）

ビジネス通話プラン利用時に発生する月額の利用料は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

(1) ビジネス通話プラン

① システム利用料

料金項目	コース	単位
システム利用料	ビジネス通話プラン基本利用料（1～50ID）	契約毎
	ビジネス通話プラン基本利用料（51～100ID）	

	ビジネス通話プラン基本利用料 (101~500ID)	
	ビジネス通話プラン基本利用料 (501~1,000ID)	
	ビジネス通話プラン基本利用料 (1,001~5,000ID)	
	ビジネス通話プラン基本利用料 (5,001~10,000ID)	

② 音声認識利用料

料金項目	単位
音声認識利用料※	1 時間毎(音声認識利用時間による従量課金)

③ オプション利用料 (利用の都度発生)

料金項目	単位
会話分析レポートオプション	レポート件数

※音声認識利用料の料金算出に利用する音声認識利用時間は、本装置から本サービスのサーバーに到達した音声通話の合計時間を1通話毎に15秒ごとに切り上げた通話時間を合算して計算します。これらは本サービスのサーバー上で測定するものとします。

2-3-2 契約変更内容一覧 (ビジネス通話プラン)

2-3-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

変更内容		申込期限
ID 数の契約レンジの変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前

	ビジネス通話プラン基本利用料 (101~500ID)	
	ビジネス通話プラン基本利用料 (501~1,000ID)	
	ビジネス通話プラン基本利用料 (1,001~5,000ID)	
	ビジネス通話プラン基本利用料 (5,001~10,000ID)	

② 音声認識利用料

料金項目	単位
音声認識利用料※	1 時間毎(音声認識利用時間による従量課金)

③ オプション利用料 (利用の都度発生)

料金項目	単位
会話分析レポートオプション	レポート件数
<a href="#">通話録音バックアップオプション</a>	<a href="#">契約ごと</a>

※音声認識利用料の料金算出に利用する音声認識利用時間は、本装置から本サービスのサーバーに到達した音声通話の合計時間を1通話毎に15秒ごとに切り上げた通話時間を合算して計算します。これらは本サービスのサーバー上で測定するものとします。

2-3-2 契約変更内容一覧 (ビジネス通話プラン)

2-3-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

変更内容		申込期限



	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
会話分析レポートオプション	追加	変更希望日の 20 営業日前
	解約する場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
その他の変更		変更希望日の 20 営業日前

ID 数の契約レンジの変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
会話分析レポートオプション	追加	変更希望日の 20 営業日前
	解約する場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
その他の変更※		変更希望日の 20 営業日前

※[通話録音バックアップオプションを申し込む場合、事前に、Flexible InterConnect サービス及び wasabi オブジェクトストレージサービスを契約し、開通をする必要があります。](#)

### 2-3-3 サービス工事費（ビジネス通話プラン）

料金項目	単位	工事費の額（税抜）
初期工事費	契約毎	100,000 円
変更工事費	契約毎	50,000 円

※同時に複数の契約変更を申し込んだ際は、1 契約分の変更工事費とします。

附則（令和 3 年 5 月 31 日 A P S 1 サ 00786988 号）

（実施期日）

この規約は、令和 3 年 5 月 31 日から実施します。

附則（令和 3 年 7 月 16 日 A P S 1 サ 00806930 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 26 日から実施します。

（経過措置）

### 2-3-3 サービス工事費（ビジネス通話プラン）

料金項目	単位	工事費の額（税抜）
初期工事費	契約毎	100,000 円
変更工事費	契約毎	50,000 円

※同時に複数の契約変更を申し込んだ際は、1 契約分の変更工事費とします。

附則（令和 3 年 5 月 31 日 A P S 1 サ 00786988 号）

（実施期日）

この規約は、令和 3 年 5 月 31 日から実施します。

附則（令和 3 年 7 月 16 日 A P S 1 サ 00806930 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 26 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（令和4年3月1日 A P S 1サ 00886788号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月3日から実施します。
- 2 前項に関わらず、第26条第5項は、令和4年4月3日から実施します。

附則（令和5年3月17日 C A S 1サ 01035569号）

（実施期日）

- 1 この規約は、令和5年3月24日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の再現に当社が改正前のCOTOHA Voice Insight リアルタイムプラン利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日に置いて、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン 利用規約	COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン 利用規約
COTOHA Voice Insight リアルタイムプランに係る契約	COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プランに係る契約

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（令和4年3月1日 A P S 1サ 00886788号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月3日から実施します。
- 2 前項に関わらず、第26条第5項は、令和4年4月3日から実施します。

附則（令和5年3月17日 C A S 1サ 01035569号）

（実施期日）

- 1 この規約は、令和5年3月24日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の再現に当社が改正前のCOTOHA Voice Insight リアルタイムプラン利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日に置いて、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン 利用規約	COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン 利用規約
COTOHA Voice Insight リアルタイムプランに係る契約	COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プランに係る契約

<p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。</p> <p>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</p>	<p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。</p> <p>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</p> <p><u>附則（令和6年9月4日 C A S 1 サ 000400005140-01号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は、令和6年9月6日から実施します。</u></p>
--	--